

インドネシア／国立文書館および東ヌサ・テンガラ州での調査のための手続き

杉島敬志¹

調査期間：2009年5月1日～9月27日

国／地域：インドネシア／ジャカルタ首都特別州南ジャカルタ区にある国立文書館 (ANRI: Arsip Nasional Republik Indonesia) および東ヌサ・テンガラ州のエンデ県、シッカ県

調査テーマ：Impacts of Dutch Colonial Rule on Indigenous Chieftainship in Central Flores, Nusa Tenggara Timur: From an Anthropological Perspective

事例の特徴：配偶者が調査に同行する計画で調査許可申請をおこなったこと。

【2008年】

8月6日（水）

インドネシア国立科学院 (LIPI) の研究者である Q 氏に調査カウンターパートになってほしいむねのメールを送る。このメールには、RISTEK (The State Ministry of Research and Technology, Republic of Indonesia) の外国人調査許可局 (The Secretariat of Foreign Research Permit)²に提出するために準備しておいた研究計画書を添付する。

インドネシアで外国人が何らかの調査をおこなう場合、RISTEK の外国人調査許可局に調査許可を申請することになっている。

Q 氏からは、すぐに承諾の返事があり、現在バリでフィールド調査をしているので、ジャカルタに帰ってからあらためて連絡するとのメッセージ。

8月中旬～9月初旬

RISTEK ウェブサイトの「Foreign Research Permit」³をよく読みながら、調査許可申請に必要な書類を用意する。また Q 氏からメールで letter of support の草稿を送ってもらう。

この段階で用意した書類は以下のとおり。書類の名称は上記の「Foreign Research Permit」に依拠。

① Formal letter of request

¹ 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授

² 外国人調査許可局は、RISTEK のウェブサイトでは The Secretariat of Foreign Research Permit とされている一方、レターヘッドには Sekretariat Perizinan Peneliti Asing (外国人調査者許可局) とある。しかし、オフィスの扉には、より英語名に近い Sekretariat Perizinan Penelitian Asing と書かれた紙が貼られている。

³ 「Foreign Research Permit」は、インドネシアでの調査に関わる手続きのすぐれたマニュアルであり、頻繁に更新されている。URL は以下のとおり。

http://www.ristek.go.id/index.php?mod=File&conf=frame&abs=1&file=file_upload/lain_lain/frp/frp3.html

- ②Research proposal (研究計画書)
- ③Abstract on the research proposal
- ④Copy of the researcher's passport
- ⑤Curriculum vitae of the researcher
- ⑥Recent close-up photograph (4×6 cm) of the researcher (背景色は赤の指定。赤い布を壁にかけてデジカメで撮影。後でいろいろなサイズに加工。)
- ⑦Letter of recommendation from professor or senior researcher/supervisor
- ⑧Official letter of recognition issued by the researcher's home institute
- ⑨Letter of support from Indonesian counterpart (この時点では草稿。)
- ⑩Health certificate of the researcher
- ⑪Letter guaranteeing sufficient fund
- ⑫List of research equipments
- ⑬Marriage certificate (戸籍謄本)
- ⑭Translation of marriage certificate (戸籍謄本の英訳)
- ⑮Copy of the accompanying spouse's passport
- ⑯Recent close-up photograph of the accompanying spouse
- ⑰Health certificate of the accompanying spouse (RISTEK のウェブサイトでは提出をもとめられていない。)

これらのコピーを東京のインドネシア共和国大使館(以下「大使館」)の教育文化部に送るとともに、⑨は、完成版がとどきしだい、ファックスで送ることを約束し、つぎの推薦書⑱を書いていただく。

- ⑱Recommendation letter from a related Indonesian Representative (Indonesian Embassy or Consulate General) abroad

また、大使館教育文化部には、戸籍謄本の自身による英訳(⑭)の有効性を裏書きしていただいたことでも感謝している。

RISTEK ウェブサイトの Foreign Research Permit の①Formal request letter の項には、つぎのような文章がある。

A copy of this letter including CV and research proposal, which is designated to the Indonesian Representative abroad where the researcher will obtain the visa, must also be enclosed.

意味がよくわからなかったので、とりあえず①、②、⑤に CC をつけて、宛先を大使館にした。この点を大使館の教育文化部に問い合わせると、formal request letter にビザを取得する大使館・領事館名を明記し、①～⑰までの書類一式のコピーを大使館あるいは領事館に送り、推薦状を書いてもらうことが、上の引用文の意味するところであるとの見解だった。

9月18日（木）

Q氏から letter of support がとどく。調査許可申請に必要な書類は、letter of support をのぞき、すべてそろっていたので、これらの電子ファイルを添付し、Q氏にお礼のメールを送る。また、大使館の教育文化部には letter of support をファックスで送る。

10月1日（水）

こうして完成した申請書類の電子ファイルを添付し、RISTEK の外国人調査許可局宛に調査許可申請のメールを送る。画像ファイルをなるべく軽くすることで、申請書類一式で1MB 以内におさまった。

調査許可に関わる業務が LIPI（インドネシア国立科学院）から RISTEK に移管された後、調査許可申請は、申請書類のオリジナルの紙版を提出するとともに、その電子ファイルを添付し、メールでもおこなわなければならなくなった。

10月6日（月）

調査許可申請書類のオリジナル（紙版）を RISTEK の外国人調査許可局に提出するいくつかの方法のうち、どれがベストであるかを考え、結局、南スラウェシでのフィールド調査に出発する京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科院生の岩田剛君に託すことにする。

岩田君は、10月6日に RISTEK を訪問した際、外国人調査許可局に申請書類を提出してくれるとともに、10月15日に開催される月例会議（monthly meeting）に申請書類がかけられる予定であることや、そのためには同伴する配偶者の CV を追加提出する必要があることをメールで知らせてくれた。

岩田君が送ってくれた申請書類の受領証には、同伴者の CV をチェックする欄がある。だが、RISTEK のウェブサイトには、同伴者の CV を提出する必要があることが書かれていないので注意が必要である。

10月10日（金）

同伴者の CV の電子ファイルを添付したメールを RISTEK に送る。その日のうちに、外国人調査許可局から CV を受け取ったとの返信があり、あわせて、ビザを取得する在日インドネシア公館について確認をもとめてきた。

そこで、formal request letter では大使館での受け取りを明記したが、変更することが可能なら、大阪のインドネシア共和国総領事館（以下「領事館」）で受け取ることにしたいむねの返信を送る。

10月14日（火）

10月15日開催の月例会議に申請書類がかけられるかどうかのチェックをお願いしていた Q氏からメールがあり、外国人調査許可局に電話をかけてくれ、その予定であることをメールで知らせてくれる。

【2009年】

1月15日（木）～27日（火）

その後、RISTEKからは何も連絡がなかった。そこでQ氏とジャカルタ滞在中の加藤剛氏（龍谷大学社会学部教授）に進捗状況を調べてくれるようお願いしたところ、調査許可申請は昨年のうちに認可されており、領事館へのビザ送付の手続きは3月末になって開始されることを知らせてくれた。さらに加藤氏には、この時点で不明だった、つぎの点に関する情報も送ってくれた。

LIPI（インドネシア国立科学院）が調査許可業務をおこなっていたときには、調査許可申請が認可され、LIPIから入国管理局にビザ送付の依頼がおこなわれると、このことがレターで申請者に知らされていた。このレターを大使館や領事館で提示することで、申請者はビザを受け取っていた。私は、こうしたレターがRISTEKの外国人調査許可局からも送られてくるのか、それとも他の方法で申請者に通知されるのかを知らなかった。加藤氏はRISTEKのレターがビザ発給依頼とともに、4月上旬に領事館に送られることや、おなじレターが申請者にはメールで送られること等を知らせてくれた。

3月9日（月）～3月12日（木）

RISTEKの調査許可を取得し、ジャカルタに到着してまもない岡本正明氏（京都大学東南アジア研究所准教授）が以下のことを知らせてくれる。

- ・3月15日頃に入国管理局から領事館に私と同伴者のビザの発給依頼が送られる。
- ・RISTEK外国人調査許可局から、調査許可申請が認可されたことや、ビザ発給依頼が大使館・領事館におこなわれたことが、申請者本人にメールでもファックスでも知らされないケースがある。
- ・それゆえ、大使館と領事館に電話をかけ、私と同伴者のビザがとどいているかどうかを確認する必要がある。

3月18日（水）

領事館にビザがとどいているかどうかを問い合わせる。今朝とどいたとの返事。しかしビザを取得するには、IMI.2.GR.ではじまる許可番号が必要であり、これがないとビザを発給できないといわれる。

そのような番号は誰からも知らされていないので、どうしたものかとたずねると、とにかく許可番号が必要であり、できれば番号の記されているレターのコピーも提出してほしいとの返答だった。

この件で岡本氏がすぐに外国人調査許可局に電話をかけてくれることになり、私のファックス番号を知らせる。それから10分ほどたつと、外国人調査許可局から以下の2種類の書類、私と同伴者のための合計4枚のファックスが京都大学にとどく。

- ①RISTEK外国人調査許可局から領事館へのビザ（調査者用315、同伴者用317）の発給依頼

②RISTEK 外国人調査許可局からの依頼により、入国管理局がビザの発給を認めたことを通知する、入国管理局から外国人調査許可局に送付された書類。そこには IMI.2.GR. で始まる番号が記されている。

岡本氏によると、外国人調査許可局では「まさにこれから私宛にファックスを送ろうとしているところだった」といっていたという。

3月23日（月）

領事館に出かけ、つぎの①～⑤を2人分提出する。受付時間は9:30～11:30である。

- ①外国人調査許可局からファックスで送られてきたレター2種類
- ②パスポート
- ③領事館にある申請フォームに必要事項を記入したもの
- ④4.5×3.5cmの顔写真1枚
- ⑤航空券予約確認証（具体的には itinerary を提出）

サインをする副領事が不在なので、ビザは明日以降にとりにくるようにいわれる。

ビザ発行手数料は1人につき7,500円であり、帰路、郵便局で振り込む。振り込み用紙の半券は、査証受領の際、査証手数料を支払った証明として提示する。

4月30日夜（木）

ジャカルタ到着。週のはじめに到着するのが効率的だが、いろいろな事情で、木曜日の到着となってしまふ。くわえて、出発前にいろいろな仕事がかさなり、RISTEKに到着日を知らせ、あらかじめ書類を用意しておいてもらうのを忘れていた。

5月1日（金） RISTEK 訪問

京都大学関連の仕事をすませ、その足で RISTEK の外国人調査許可局を訪問。外国人調査許可局では以下の書類等を提出。

- ①パスポートコピー（顔写真頁、ビザ頁）
- ②6cm×4cmの写真
- ③調査許可料（payment for cost of research permit in Indonesia）：調査者 100 米ドル、
同伴者 25 米ドル

そして、以下の書類を受け取る。

- ①100 米ドル、25 米ドル、それぞれの領収書
- ②インドネシア国家警察公安調査局長（KABAINTELKAM POLRI: Kepala Badan Intelijen Keamanan Kepolisian Negara Republik Indonesia）宛の SKJ（通行証：Surat Keterangan Jalan）の発行依頼書

③外国人調査者カード（Kartu Izin Peneliti Asing）⁴

外国人調査許可局は、LIPI の調査許可業務をおこなっていた部局を RISTEK に配置換えしたものである。また、RISTEK の他部局にも LIPI から異動してきた以前からの知り合いがおり、つい長居する。国家警察（Kepolisian Negara Republik Indonesia）には月曜の朝一番に出かけることにして帰宅。

5月4日（月） SJK 発行申請と RISTEK 再訪

9:00 に Jl. Trunojoyo にあるインドネシア国家警察庁舎につく。外国人受付窓口（Pelayanan Orang Asing）に以下の書類を提出し、SKJ を申請する。提出した書類は以下のとおり。

- ①インドネシア国家警察公安調査局長宛の SKJ の発行依頼（5月1日の②）
- ②外国人受付窓口にある申請フォームに必要事項を記入したもの
- ③パスポートのコピー（顔写真の頁とビザの頁）
- ④背景赤の写真（6×4cm）

数年前までは、朝、申請すると午後には SKJ を受け取ることができたと記憶しているが、現在では翌日わたしとなっており、交渉の余地はないと思われる。

SKJ 申請書類の受領証だけをもらい、その足で RISTEK の外国人調査許可局を訪問し、以下の書類を受け取る。

- ①調査許可状（Surat izin penelitian）
- ②内務省 国民政治統合総局 社会政治組織ファシリテーション局長（Direktur Fasilitas Organisasi Politik dan Masyarakat, Ditjen Kesatuan Bangsa dan Politik, Departemen Dalam Negeri）宛の SPP（調査告知書：Surat Pemberitahuan Penelitian）の発行依頼
- ③南ジャカルタ入国管理局事務所長（Kepala Kantor Imigrasi Jakarta Setelan, Ditjen Imigrasi R.I.）宛の KITAS（一時滞在許可カード：Kartu Izin Tinggal Terbatas）の発行依頼書。

宛先が南ジャカルタ入国管理局事務所長になっているのは、前半の調査がジャカルタでおこなわれ、ジャカルタでの住居が南ジャカルタ行政区内にあることによると思われる。

- ④インドネシア国家警察公安調査局長宛の SKLD（出頭証明書：Surat Keterangan Lapor Diri）の発行依頼。

SKLD は KITAS を取得しないと申請できない仕組みになっている。SKLD 申請の際には、KITAS のコピーが要求される。

⁴ このカードはラミネート加工され、調査者が携帯するように作られてはいるが、用途がいまいち不明である。

⑤Q氏へのレター。調査者が調査カウンターパートに会いにいき、到着の報告をおこなうこと等を命じたことが記されている。

5月5日(火) SPP 発行申請

9:00 少しすぎにインドネシア国家警察の外国人受付窓口に着。すでにできあがっていたSKJを受け取ったのち、すぐコピーを何部か作り、Jl. Medan Merdeka Utaraにある内務省に向かう。

内務省構内のもっとも奥(北)にある国民政治統合総局のビル5階にいき、以下の書類を提出する。

- ①RISTEKからのSPPの発行依頼書(5月4日の②)
- ②RISTEKの調査許可状のコピー(RISTEKの外国人調査許可局で調査許可状のコピーを作ってくれ、①の下にホッチキスでとめられていた。自分でコピーをしなければならない場合もあるので注意が必要。)
- ③SKJのコピー1枚
- ④各人4×3cmの顔写真2枚
- ⑤パスポートのコピー(顔写真の頁と査証の頁)

13:00頃、SPPの受け取りにくるよういわれ、SPPの申請書類の受領証(Tanda Terima Permohonan Surat Pembelitan Penelitian)をもらって帰宅。

13:00すぎに再訪するが、1時間以上まつ。

受領証とひきかえに、調査者本人用、同伴者、2つの調査地を包括する州、すなわちジャカルタ首都特別州(Provinsi Daerah Khusus Ibukota Jakarta)と東ヌサ・テンガラ州(Provinsi Nusa Tenggara Timur)の国民政治統合局長(KABAN KESBANG: Kepala Badan Kesatuan Bangsa dan Politik)宛のSPPを合計4通受け取る。

14:30すぎに内務省を出て、KITAS申請のために、Jl. Warung Buncit Rayaにある南ジャカルタ入国管理局事務所(Kantor Imigrasi Jakarta Selatan)に向かうが、渋滞のために15:20頃になって到着。2階のKITAS申請窓口はすでにしまっているが、16:00までが受付時間であり、内務省を経由してきたことを説明し、申請を受け付けてもらう。

急ぎ1階の売店で1部5,000ルピアのピンク色の紙製書類フォルダー(オランダ語→インドネシア語でいう、いわゆるマップmap)を自分用と同伴者用に2枚購入し、おなじ売店でKITASの新規申請用フォームをもらう(無料)。

2階の記入台で申請フォームに必要な事項を全速で書き込む。KITAS申請のために提出した書類は以下のとおりであり、④~⑥は2人分提出。

- ①RISTEK発行のKITAS発行依頼状(5月4日の③)
- ②調査許可状のコピー(RISTEKで調査許可状のコピーを作ってくれ、①の下にホッチキスでとめられていた。これがない場合には自分でコピーする。)
- ③KITAS発行依頼状(①)と調査許可状(②)のコピー1部(コピーを用意していなかったので、2階の複写サービスのコーナーで800ルピアを支払ってコピーしてもらう。)

- ①と②のコピーをもとめられたのは、①と②を2人分にするためだろう。)
- ④パスポート
 - ⑤パスポートのコピー（顔写真の頁とビザの頁）
 - ⑥出国カード（departure card）
 - ⑦各人写真4×6cm、1枚（サイズはとくに指定されなかったので、手もとにあった左記のサイズのものを出す。）
 - ⑧申請フォームに必要事項を記入したもの
 - ⑨ピンク色のマップ

それとひきかえに、ピンク色の小さな横長の受領証を受け取る。そこには、5月8日に再訪すべきことが記されている。また、口頭で10:00～11:00の時間帯に訪問することや、その際、各3枚の2×3cm、4×6cmの顔写真をもって来るようにいわれる。

南ジャカルタ入国管理局事務所には、慣れない者を混乱させ、途方に暮れさせる騒然とした雰囲気がある。時間的に余裕があれば、下見をかねてKITASの申請書類をもらいにいき、事前に記入しておく方法も考えられる。事務所内は大勢の人でごったがえしているため、申請書類の記入に没頭し、手回り品への注意がおろそかにならないように気をつけたい。

余談になるが、南ジャカルタ入国管理局事務所を知る調査者は多いと思われる。記憶では、1990年代末まで、調査者が受け取るビザは1ヶ月のものであり、調査期間が1ヶ月以上にわたる場合には、地方での調査に出かける前に、南ジャカルタ入国管理局事務所までビザを延長しなければならなかったからである。今回、ほとんど10年ぶりに南ジャカルタ入国管理局事務所を再訪したが、あの独特の雰囲気はいまも健在だった。

5月6日（水）～7日（木）

調査許可関連の手続き以外の仕事をする。

5月8日（金） KITASのための顔写真撮影と指紋採取

雨の渋滞のなかを10:30すぎに南ジャカルタ入国管理局事務所に着。2階のKITAS申請窓口に行き、ピンクの受領証を提示する。5月5日に提出したピンク色のマップに入ったパスポートをはじめとする申請書類をだしてくれ、吹き抜けをはさんで向かい側にある支払い窓口で料金を支払うようにいわれる。

支払い窓口でマップに入った申請書類を差し出すとともに、1人につき715,000ルピアを支払う。レシートとマップを受け取り、つづいてKITAS申請窓口とおなじ側にあり、一段と目立つ張り出し窓口に座る係官のところに行くようにいわれる。そこでレシートの上に、KITAS用の紙片をホッチキスでとめてくれる。

つづいて、張り出し窓口の位置から斜め正面にある部屋に顔写真撮影と指紋採取に行くようにいわれる。ノックして入ると、顔写真の撮影と10本の指すべての指紋採取がおこなわれる。顔写真の撮影と指紋採取のシーンは、この「調査の手続き—事例集」内の竹安裕美さんのレポートに活写されているので参照されたい。

顔写真の撮影と指紋採取がおわると、ふたたび張り出し窓口に行くようにいわれ、マッ

プに入ったレシートと申請書類を差し出すと、係官から上記レシートの1枚目をわたされ、12日（火）以降にKITASを受け取りにくるよういわれる。

5月11日（月） ジャカルタ首都特別州知事による調査認可の申請

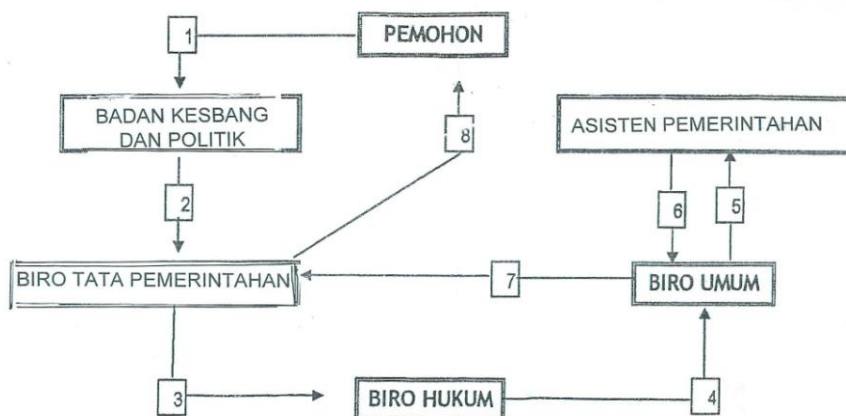
Jl. Medan Merdeka Selatanにあるジャカルタ首都特別州（Provinsi Daerah Khusus Ibukota Jakarta）庁舎に9:00すぎに到着。16階にある国民政治統合局（Badan Kesatuan Bangsa dan Politik, Pemerintah Provinsi Daerah Khusus Ibukota Jakarta）に向かう。以下の書類を提出する。

- ①内務省発行のジャカルタ首都特別州国民政治統合局長宛のSPP
- ②RISTEK発行の調査許可状コピー
- ③SKJコピー
- ③パスポートのコピー（顔写真の頁とビザの頁）
- ④顔写真（必要かとたずねると、必要というので提出。サイズ失念。）
- ⑤Kartu Izin Penelitianのコピー（不要というそぶりだった。）

係官は「入国管理局関係の書類は・・・」などつぶやいていたが、つぎつぎ書類を差しだしているうちに、提出書類はこれでいいということになった。しかし、入国管理局という言葉が口にしていたので、KITASのコピーを要求される場合があるのかもしれない。

10分ほどまつと、表にジャカルタ首都特別州事務局行政機構課長宛（Kepala Biro Tata Pemerintahan Setda (Sekretariat Daerah) Provinsi DKI Jakarta di Jakarta）と書かれている封書と、さきほど提出した書類のコピーすべてをホッチキスでとめたものをわたされ、おなじ庁舎10階にある行政機構課（Biro Tata Pemerintahan）にもって行くようにいわれる。

10階にいて、上の書類を提出すると、ジャカルタ首都特別州知事による調査認可のレター（Keputusan Gubernur Provinsi DKI Jakarta）が発行されるまでの書類のフローチャートを見せてくれ、決済の過程が複雑で、10日ほどかかること、および3日ほどたってから書類ができたかどうかを電話できくように、以下に貼り付けるフローチャートに係官の名前と電話番号（021-3822309 / 3822510）を書いてくれる。



このフローチャートによると、私はようやく 2 を終えたにすぎない。

5月12日(火) KITAS 受領

10:00 少し前、渋滞のなかを南ジャカルタ入国管理局事務所に到着。すぐに 2 階の KITAS 受付窓口にいき、5 月 8 日に受け取った KITAS 発行手数料支払いのレシートを提示。しかし、KITAS はまだできておらず、14:00 に再訪するよういわれる。あわせて、2×3cm の写真を 1 人につき 3 枚提出をもとめられる。本来、これは 5 月 8 日に提出しなければならないものであり、これを提出しなかったために、KITAS が用意できていないとの説明。5 月 8 日には誰からも提出をもとめられなかったと、いちおう嚴重なそぶりで抗議し、ひきあげる。

14:00 に再訪、2 階の KITAS 申請窓口に行くと、多くの申請者が窓口で群がっている。彼らの後ろから大きく手をふって係官に再訪を告げる。KITAS、濃紺の表紙の Buku Pengawasan Orang Asing=Immigration Control Book (入国管理手帳、通称 buku biru =「青色本」、これまでに提出したパスポートをはじめとする申請書類一式の入ったピンク色のマップをわたされ、1 階入り口に入ってすぐ右手にある、ガラスで仕切られていない受付のところに行くよういわれる。マップを差し出すと、5 月 5 日にピンク色のマップを買った売店でコピーしてこいといわれる。どの部分をコピーすればいいのかとたずねると、売店の者が知っているので、まかせればいいとの返事。よく見ていなかったが、パスポート、Buku Pengawasan Oranga Asing、申請書類の何枚かをコピーしていたようである。コピーはマップにはさんでくれ、代金は 3,000 ルピアだった。

すぐにそれらすべてをもっていくと、KITAS だけをわたされ、今、混み合っているので、パスポートは明日以降とりにこいというので、係官としばし談笑。1 時間後にとりにくるので、それまでに準備しておいてくれることになる。

近くの屋台でコーヒーをのみながら 1 時間ほど休憩した後、KITAS、Immigration Control Book、それにパスポートを受け取って帰宅する。

南ジャカルタ入国管理局には 5 月 5 日、5 月 8 日、5 月 12 日の 3 日間、合計 4 回出かけた。心付け、あるいは私の好きなインドネシア語の表現でいうと「潤滑剤(となるお金) (uang pelicin) をわたせば、手続きが早くなるとアドバイスしてくれる人は多い。しかし、学生時代から今日にいたるまで、「潤滑剤」は一度も支払ったことがない。それでもさほど困ることなく、インドネシアでの調査研究をつづけてきた⁵。

5月13日(水) SKLD 申請

9:00 に Jl. Trunojoyo にあるインドネシア国家警察 (Kepolisian Negara Republik Indonesia) 庁舎につく。SKLD 申請のために外国人受付窓口 (Pelayanan Orang Asing) にいき、以下の書類を提出する。

①RISTEK 外国人調査許可局もらった SKLD の発行依頼 (5 月 4 日の④)

⁵ 日本人会社員はエージェントに入国管理局事務所での手続きをおこなわせている。あるエージェントによると、KITAS と複数回入出国許可証 (Multiple Exit Re-entry Permit) 込みで、手数料は 3 百数十万ルピア。KITAS 取得は 2 日ですむという。

- ②そのコピー（同伴者のためであり、1人での調査の場合は不要）
- ③備え付けの申請書に必要事項を記入したもの
- ④KITASの裏表コピー
したがって、KITASを取得していないと、SKLDは申請できない。
- ⑤Buku Pengawasan Orang Asing（入国管理手帳）の1～4頁のコピー
- ⑥パスポートコピー（顔写真の頁とビザの頁）
- ⑦4×6cmの写真（各人）2枚

受領書(tanda terima)をもらい、1週間ほどかかるので、時期をみはからって 021-7248440 に電話で問い合わせるようにいわれる。

5月13日（水）～5月20日（水）

5月11日にジャカルタ首都特別州事務局行政機構課（Biro Tata Pemerintahan Setda [Seretariat Daerah] Provinsi DKI Jakarta di Jakarta）に申請書類を提出した数日後から、何度も電話をかけて進捗状況をたずねたが、9頁のフローチャートに描かれている経路を私の申請書類は遅々として進まなかった。そこで、今回の調査とも関連する日本からもってきた仕事に専念することにした。

5月20日に電話をかけると、フローチャートの5まで進み、いまはBiro Umumに書類があり、25日（月）までにはできているのではないかと、ということだった。明日は21日（木）はインドネシアの休日、22日は金曜日であり、役所での仕事はほとんど動かない。

5月25日（月）

朝、9:00すぎにジャカルタ首都特別州事務局庁舎10階にある行政機構課につく。書類の進捗状況を知ることが目的なので事前に電話はかけなかった。多くのスタッフが出迎えてくれ、いろいろ調べてくれるが、申請書類は依然としてBiro Umumにあり、Asisten Pemerintahan（事務長補佐）がランブン州に出張中で、28日（木）にしかジャカルタに帰ってこないため、今週中に書類はできないといわれる。

しばらく、スタッフと雑談しているうちに、Biro Umumにあった私の申請書類のなかから、5月11日に提出したジャカルタ首都特別州事務局行政機構課長宛（Kepala Biro Tata Pemerintahan Setda (Sekretariat Daerah) Provinsi DKI Jakarta di Jakarta）の封書の中身、すなわちジャカルタ首都特別州国民政治統合局長の推薦書のコピーをとってきてくれる。国立文書館には、正式な書類は現在申請中であり、後日、提出することにしてもらい、とりあえず、この推薦書のコピーを使って国立文書館で調査を開始してはどうかとアドバイスされる。

以上のことからわかるように、ジャカルタでの調査を計画する者は、ジャカルタ首都特別州事務局で相当の時間を浪費する可能性を考慮しておく必要があるだろう。

29日（金）頃に再訪することを伝えるとともに、親切にしてくれた事務員と記念写真をとる。

その後、インドネシア国家警察の外国人受付窓口に向かう。5月13日（水）に申請したSKLDを受領するためにである。事前に電話で、できているかどうかを問い合わせなかつ

た。

窓口で申請の受取書 (tanda terima) を見せると、SKLD はまだできあがっていなかったが、順番を早めてくれたようだった。窓口の奥にあるパソコンに接続されたプリンタでプラスチックのカードに画像データをプリントしてくれ、10 分程度でカードを受け取ることができた。

5月26日(火)

国立文書館に出かけ、これまでジャカルタで取得した書類等のすべてのコピーを提出する。また、ジャカルタ首都特別州政府からの書類は、29日(金)にはできあがる予定であり、後日の提出を約束し、国立文書館で仕事を開始する許可をもとめる。このとき、閲覧室奥に個室をもつアーカイヴィスト Senja Kala Yahya 氏が通りかかったが、彼女から提示をもとめられたのは5月1日に RISTEK で受け取った外国人調査者カード (Kartu Izin Peneliti Asing) だけだった。スキャンしておきたいので、現物を提示してほしいとのことだった。

5月27日(水)

国立文書館の文書の分類システムについていくつか質問があったので、Senja Kala Yahya 氏の部屋にいき、外国人調査者カードをわたし、スキャンしてもらう。

5月29日(金)

11:00 近くになって、ジャカルタ首都特別州事務局行政機構課から電話があり、書類ができあがったことを知らせてくれる。今日は金曜日であり、急いでいっても書類を受け取ることができないので、6月1日(月)に再訪することにする。

さまざまな事情がかさなり、6月1日に書類を受け取ることができなかったが、ジャカルタ首都特別州政府から発行された書類は、私の調査を許可するむねの州知事決定 (Keputusan Gubernur Provinsi Daerah Khusus Ibukota Jakarta Nomor 885/2009 tentang Pemberian Izin Mengadakan Survei, Angket dan/atau Pol Pendapat Masyarakat kepada Tim Peneliti atas Nama Prof. Dr. Takashi Sugishima dan Kawan-kawan) だった。書類の CC は、1) ジャカルタ首都特別州国民政治統合局長、2) 中央ジャカルタ区長 (Walikota Jakarta Pusat)、3) 国立文書館長、4) ジャカルタ首都特別州事務局行政機構課長 (Kepala Biro Tata Pemerintahan Setda (Sekretariat Daerah) Provinsi DKI Jakarta di Jakarta) 宛となっていた⁶。

中間のまとめ

国立文書館での調査は、RISTEK からの調査許可状や外国人調査者カードを取得し、他の書類は後日提出することを認めてもらえば、もっと早期に開始できたと思われる。だが、外国人調査者は KITAS を取得せずに調査をおこなうことはできないし、KITAS の取得は

⁶ 国立文書館は南ジャカルタ区にあるので、南ジャカルタ区長に CC をつけるのが正しいのではないかと思われるが、帰宅してから書類の中身を見たので、CC の宛先が中央ジャカルタ区長になっている理由はたずねていない。

調査の片手間で処理できるようなものではない。それゆえ、国立文書館だけで調査をおこなおうとする者にとっても、調査計画のなかに2週間程度の役所まわりに専念する期間をあらかじめ組み込んでおく必要があるだろう。

他方、ジャカルタの地域社会で調査をおこなおうとする者は、少なくとも3週間程度の役所まわりの期間を組み込んだ上で調査計画をたてる必要がある。州知事決定のレターを受け取った後、それをもって今度は調査地域を管轄するジャカルタ首都特別州内の行政区の区役所（Kantor Wali Kota）へ行って、より下位の行政区（長）宛のレターを書いてもらう必要があると思われるからである。詳しくは、東ジャカルタ区で調査をおこなうために役所まわりをおこなった経験のある平田生子さんによる、この「調査の手続き一事例集」に掲載予定のレポートを参照いただきたい。

なお、筆者は8月初旬にジャカルタから東ヌサ・テンガラ州のフローレス島の中部に移動し、フィールド調査をおこなう予定である。東ヌサ・テンガラ州ではジャカルタでおこなった役所周りと同様の作業のいくつかを繰り返さなければならない。その報告は後日おこなう。

（2009年6月16日攔筆）